

## 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ（WG）の 議事の運営について

日本認知症官民協議会に認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。WGの議事の運営については、以下に定めるところによるものとする。

1. 本WGは「日本認知症官民協議会」の下に定めることとする。
2. WGは原則、非公開とする。
3. WGにおける事務局の資料及び議事要旨は原則として公表する。  
ただし、WGの座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
4. 委員から提出された資料については、委員および座長が認める場合を除いて原則として、非公開とする。
5. WGとりまとめ時に公表可能な報告書・資料を作成し、関連する協議会等に報告する。
6. WGの委員は、代理人を出席させることができる。
7. WGの庶務は、経済産業省において処理する。
8. 上記のほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGで定める。